

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)において保管及び使用される化学物質について、安全衛生上の危害防止及び環境汚染の防止のために必要な事項を定める。

2 本学における化学物質管理については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他関係法令に定めのある場合の他、この規程に定めるところによる。ただし、化学物質のうち、毒物及び劇物の管理については、この規程に定めるもののほか、国立大学法人筑波技術大学毒物及び劇物取扱要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 化学物質 薬品(試薬、医薬品及び化学薬品をいう。)及びそれらの混合物並びに高压ガスをいう。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に定める医薬品及び医薬部外品を除く。

(2) 職員 本学に勤務する全ての職員をいう。

(3) 学生 学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生等本学において修学する者をいう。

(4) 部局長 産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び事務局長をいう。

(5) 化学物質取扱者 本学において化学物質を取り扱う職員、学生及び本学に関係する全ての者をいう。

(6) リスクアセスメント 化学物質の危険性及有害性の特定、リスクの見積、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語の意義は、法令に定めるところによる。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学における化学物質の管理に関する業務を総括する。

(部局長の責務)

第 4 条 部局長は、当該部局における化学物質管理について指導監督を行うとともに、その管理下にある化学物質を保管及び使用する場所について、健康障害と災害の発生の防止に必要な措置を講じなければならない。

(化学物質管理者)

第 5 条 化学物質を取り扱う部局ごとに化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、当該部局長をもって充て、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ラベル表示及び安全データシート(Safety Data Sheet。以下「SDS」という。)に関すること

(2) 化学物質に関するリスクアセスメントの実施及びその措置に関すること

(3) 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成及び保存に関すること

- (4) 化学物質の自律的な管理に関わる職員への周知及び教育に関すること
- (5) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、化学物質の管理に必要な業務に関すること

(化学物質管理補佐者)

第6条 化学物質管理者は、必要に応じて、化学物質管理者を補佐する者として、化学物質管理補佐者を置くことができる。

- 2 化学物質管理補佐者は、当該部局に所属する職員の中から化学物質管理者が選任する。
- 3 化学物質管理補佐者は、化学物質管理者が行う業務を補佐する。

(保護具着用管理責任者)

第7条 化学物質を取り扱う部局ごとに保護具着用管理責任者を置き、化学物質管理者が選任する。

2 保護具着用管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること
- (2) 取扱者の保護具の適正な使用に関すること
- (3) 保護具の保守管理に関すること
- (4) その他保護具に関わる業務

(化学物質取扱者の責務)

第8条 化学物質取扱者は、本規程及び法令を遵守するとともに、化学物質管理者、化学物質管理補佐者及び保護具着用管理責任者（以下「化学物質管理者等」という。）等の指揮監督のもとに、化学物質について適正な管理を行わなければならない。

(化学物質の登録及び管理等)

第9条 化学物質取扱者は、教育研究上又は職務上保管及び使用する化学物質について、化学物質管理者に届出を行い、受払の状況を適宜管理するものとする。

(廃棄)

第10条 化学物質取扱者は、使用する見込みのない化学物質について、化学物質管理者に届出を行い、法令に定めるところにより速やかに廃棄しなければならない。

(移動及び譲渡)

第11条 化学物質取扱者は、研究室の移動等に伴い化学物質を移動するとき、又は職員の異動等に伴い化学物質を職員間で譲渡するときは化学物質管理者に届出を行い、事故、災害、保健衛生上の危害、盗難及び紛失を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(研修等)

第12条 本学は、職員に対し、化学物質の適正な取扱い及び管理に関し必要な研修等を実施するものとする。

(健康管理)

第13条 化学物質取扱者の健康管理については、国立大学法人筑波技術大学安全衛生管理規程（平成17年10月3日規程第47号）に定めるところによる。

(リスクアセスメント)

第14条 化学物質管理者は、当該部局において取り扱う化学物質について、リスクアセスメントの実施を指導及び監督する。

- 2 化学物質取扱者は、化学物質管理者等の指揮監督のもとに、リスクアセスメントを実施しなければならない。
- 3 化学物質取扱者は、対象となる化学物質について、リスクアセスメントを年に1回実施するほか、以下に掲げる時期に実施するものとする。
  - (1) 化学物質を新規に取り扱うとき
  - (2) 取り扱う作業の方法又は手順を変更するとき
  - (3) 化学物質による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき
- 4 化学物質取扱者は、リスクアセスメントの結果を部局長に報告するとともに、化学物質管理者等の指揮監督のもとに、リスク低減措置を講ずるよう努めなければならない。

(改善命令等)

第15条 学長は、化学物質による安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、部局長に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

- 2 部局長は、前項による改善措置を命じられたときは、当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。
- 3 部局長は、前項に規定する改善措置を講じたときは、安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれがなくなった時点において、講じた措置内容について、学長に報告しなければならない。

(事故等発生時の措置)

第16条 化学物質取扱者は、化学物質による火災、爆発等又は化学物質の飛散、漏洩、流失等による健康障害若しくは環境汚染が生じ、若しくは生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を化学物質管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 化学物質取扱者は、化学物質の盗難又は紛失があったときは、直ちにその旨を化学物質管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 化学物質管理者は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じ、直ちに学長に報告するものとする。

附則（令和6年3月5日）

この規程は、令和6年4月1日から実施する。